

美唄奈井江都市計画特定用途制限地域

種 類	面積 (ha)	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
農村環境保全地区	約 4, 0 5 7	(1) 法別表第 2 (る) 項第 1 号に掲げるもの (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第 130 条の 9 の表中準工業地域欄に掲げる量を超えるもの (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの (4) 展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券販売所、場内車券売所又は勝舟投票券販売所 (5) 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの (6) 法別表第 2 (ほ) 項第三に掲げるもの（ホテル又は旅館に附属する施設は除く。） (7) 法別表第 2 (り) 項第二に掲げるもの (8) 法別表第 2 (は) 項第五に掲げる用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの (9) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積が 500 平方メートルを超えるもの
主要幹線沿道及び生活拠点地区	約 1, 8 9 3	(1) 法別表第 2 (る) 第 1 号に掲げるもの (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第 130 条の 9 の表中準工業地域欄に掲げる量を超えるもの (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの (4) 展示場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券販売所、場内車券売所又は勝舟投票券販売所 (5) 法別表第 2 (ほ) 項第三に掲げるもの（ホテル又は旅館に附属する施設は除く。） (6) 法別表第 2 (り) 項第二に掲げるもの (7) 法別表第 2 (は) 項第五に掲げる用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄周辺地区	約 1 7 5	(1) 法別表第 2 (る) 項第 1 号に掲げるもの (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第 130 条の 9 の表中準工業地域欄に掲げる量を超えるもの (3) 遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券販売所、場内車券売所又は勝舟投票券販売所 (4) ホテル又は旅館
合計	約 6, 1 2 5	